

## 入管の民族差別・人権侵害と闘う全国市民連合規約

### 第1条 (名称)

この団体は、「入管の民族差別・人権侵害と闘う全国市民連合」(略称：入管闘争市民連合)とする。

### 第2条 (所在地)

この団体を次の所在地に置く。

東京都新宿区高田馬場4丁目2番19号 高田馬場トーシンビル4階 暁法律事務所

### 第3条 (目的)

この団体は、出入国在留管理庁の外国人に対する民族差別と人権侵害と闘い、入管の制度を改革することを目的とする。

### 第4条 (会員)

前項の目的を達するための活動に参加する団体、個人をもって組織する。

### 第5条 (役員)

1項 この団体は次の役員を置く。

代表	1名
事務局長	1名
事務局次長(会計)	2名
事務局次長(広報)	2名
事務局	複数名

2項 役員は大会において、会員の互選により、過半数の同意をもって選任する。

3項 役員の任期

本会の役員の任期は1年とする。

(1) ただし、再任を妨げない。

(2) 役員は、任期満了後においても後任者が就任するまでは、その職務を果たさなければならない。

(3) 補欠により選任された役員の任期は、前任者の残任期間とする。

3項 役員の職務・権限

(1) 代表は、会務を総括し、会を代表する。

(2) 事務局長は、代表を補佐し、代表に事故あるときは、代表が予め指名した順序に従い、その職務を代理する。

(3) 会計は、会の出納事務を処理し、それらに関する帳簿及び書類を管理する。

(4) 役員が規約に違反した場合、又は本会の名誉を傷つける行為をした場合は、大会の議決により解任することができる。

### 第6条 (運営)

団体は定例会議を開催するとともに、諸問題が発生した場合は、随時会議を開催して審議を行い、その議

事は出席者の過半数の同意をもって決定する。

## 第7条 (大会)

大会は、本会の円滑かつ効率的な運営をもって本会の発展に寄与する事を目的とする。

### 1項 大会の構成

大会は会員を以てこれを構成する。

### 2項 大会の開催

本会は、年1回大会を開催する。

### 3項 大会の議長

大会の議長は、会員の中から指名・任命される。

### 4項 大会の議題

- ・規約の改定
- ・大会の開催される年度の会計報告
- ・役員を選任及び解任
- ・その他、必要に定められた議題

### 5項 採決

採決は会員の過半数の賛成による。

### 6項 大会の議事録

議長及び議長に任命された書記は開催された大会について以下の内容を必ず含む議事録を作成し、求めがある場合には開示せねばならない。

- 1) 大会の開催場所及び日時
- 2) 議事の概要

## 第8条 (財務)

1項 本会の財政は会員より徴収した会費および寄付金またはその他の収入を以てこれにあてる。

2項 会費は本会の大会で決められる。

3項 会員は大会で定められた期日につき、定例大会で定められた会費を払わねばならない。

4項 本会の出納は事務局次長の会計担当がこれを行う。

5項 事務局次長の会計担当は、毎次年度大会までに前年度の決算書を作り、当該大会において監査を受けるとともに報告するものとする。

6項 財務において不正をした者は本会より然るべき対応をとられるものとする。

## 第9条 (改正)

この規約は会員の過半数の同意をもって改正することができる。

## 第10条 (設立年月日)

本会の設立年月日は2021年12月11日とする。

## 第11条 (規約施行日)

本規約は2021年12月11日より施行する。

以上